

第5回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和5年11月8日

上富良野町農業委員会

第5回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和5年11月8日(水) 午後1時30分から午後2時20分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 10名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川岩夫	2	春名 正義	3	荒 仁
4	荻子 弘記	6	前田 満	7	沼沢 春美
8	向山 直	10	内田 透	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員 3名

5	對馬 徹	9	菊地 信幸	11	谷口 弘道
---	------	---	-------	----	-------

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第2 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 土地の現況証明書下付について
- 日程第6 議案第5号 農地利用状況調査による農地の判定について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	林下 里志	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------

8 会議の概要
開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。礼。ご着席ください。
只今より、第5回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、10名であります。
定数に達しておりますので、これより第5回上富良野町農業委員会総会を開会いたしま
す。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
7番 沼沢春美 君 8番 向山 直 君 を指名いたします。

議長 日程第2 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
諮問第1号を、事務局が説明いたします。

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。
令和5年11月8日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

1番
出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計7筆。地目は公簿現況ともに田、面積は7筆合計で62,394㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和5年11月9日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和6年4月30日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 所17番 について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤良二 委員。

佐藤 12番 佐藤です。諮問第1号 所17番 について、補足説明いたします。
職務代理

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、売買することになりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所17番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

議案第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。

令和5年11月8日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、旭川市宮前1条3丁目3番15号の旭川財務事務所さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田、面積は1筆合計で754㎡です。権利移転・設定の理由は国有地払下となりました。

2番

出し手、旭川市宮前1条3丁目3番15号の旭川財務事務所さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で1,710㎡です。権利移転・設定の理由は国有地払下となりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第1号 1番、2番 について、提案に関する補足説明を願います。
11番 谷口弘道 委員。

谷口委員 11番 谷口です。議案第1号 1番、2番 について、補足説明いたします。

1番

出し手 北海道財務局旭川財務事務所
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇付近となります。

基盤整備事業の実施に伴い、国有地払い下げにより、売買することになりました。

2番

出し手 北海道財務局旭川財務事務所
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇付近となります。

基盤整備事業の実施に伴い、国有地払い下げにより、売買することになりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号 1番、2番、について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号 2番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、議長を交代いたします。

佐藤
職務代理

日程第4 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を
議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇
委員の退席を求めます。(〇〇番〇〇委員 退席)

議案第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局

議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規
定に基づき、許可の可否について審議を求めます。

令和5年11月8日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たし
ていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。土地
の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆
合計で353㎡です。権利移転・設定の理由は売買となりました。

佐藤
職務代理

議案第2号 1番について、提案に関する補足説明を願います。

4番 荻子弘記 委員。

荻子委員

4番 荻子です。議案第2号 1番 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いとなります。

〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

佐藤
職務代理

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番 を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員 の退席を解きます。(〇〇番 〇〇委員 着席)

ここで、議長を交代いたします。

議 長 日程第5 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和5年11月8日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村 昭次

審議の資料として、農地法第5条調書を添付しておりますのでご覧願います。
なお、本件は冬期間のクロスカントリースキーコースに伴う一時転用であります。
一時転用の許可となりますので、北海道農業会議へ意見聴取を行うこととなりますので、申し添えいたします。

1番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の上富良野町さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計3筆。地目は公簿が山林と畑、現況が畑。面積は3筆合計で2,687㎡です。

2番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の上富良野町さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計4筆。地目は公簿が山林と畑、現況が畑。面積は4筆合計で3,879㎡です。

3番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の上富良野町さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は2筆合計で1,760㎡です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号 1番、2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。
10番 内田 透 委員。

内田委員 10番 内田です。議案第3号 1番、2番、3番について、補足説明いたします。

1番 出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

2番 出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

3番 出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

いずれもクロスカントリースキーコースとして、上富良野町が、許可日から令和6年3月31日までの冬期間、一時転用して使用貸借するものです。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 1番、2番、3番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 2番 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 3番 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6 議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
令和5年11月8日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外。面積は3筆合計で35,540㎡です。

〇〇〇〇番〇〇と〇〇〇〇番〇〇は平成〇〇年に非農地判定をし、その旨を通知した土地です。〇〇〇〇番〇〇は他2筆の土地から水路を挟んで南側に位置し、他2筆と同様に耕作が不可能なほど山林原野化した土地です。

土地の整理に伴い、地目変更を行うために農地以外の証明を受けたいとのことです。

2番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外。面積は2筆合計で788㎡です。

平成〇〇年に農地法第4条の転用を行い、住宅とした周辺の土地。転用は、道路改修によって既存住宅から立ち退く必要ができたため行った。道路改修の最中のことだったため、申請時点では道路が完成しておらず正確な計画を作成できなかったため、建物が少しはみ出した部分があるとのことです。

3番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇（土地所有者 〇〇〇〇）さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計17筆。地目は公簿が宅地・公衆用道路・雑種地・山林・原野・で現況が農地。また、公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外。面積は17筆合計で108,233㎡です。

〇〇〇〇番〇〇のうち、公簿地目が宅地となっている土地は元々宅地で、公簿地目が公衆用道路と雑種地となっている土地は元々道路および宅地への通路で、公簿地目が山林となっている土地は元々山林で〇〇側の土地とつながっていた。

〇〇〇〇番〇〇は過去に山林だったが、周辺の土地のあとで切り開いて農地とした土地。また、平成〇〇年〇〇月に畑として現況証明を發出していたが、地目変更がされていなかった。しかし農振農用地区域への編入はしていた。

〇〇〇〇番のうち、公簿地目が畑以外の土地は過去の道路とその周りの原野だった。

〇〇〇〇番〇〇は元々〇〇側の圃場と一体だったが、新しくカーブした道路が作られた際に分断された狭小地。

〇〇〇〇番〇〇と〇〇〇〇番〇〇は年月日不詳より畑として利用している。なお、〇〇〇〇番〇〇は平成〇〇年に畑として現況証明を發出している。〇〇〇〇番〇〇は農振農用地区域に含まれていて、課税も畑。農業委員会で現況証明の發出をしたことなし。平成〇〇年に使用貸借をしたときには現況畑になっていた。

〇〇〇〇番〇〇と〇〇〇〇番〇〇は道路によって分断されて以降耕作ができなくなった。〇〇〇〇番〇〇はその隣接地で同様の状況。

本案件のほとんどは〇〇〇〇の整備事業をしたことが由来で、丘の尾根にあたる部分にあった道路を農地に押し、丘の谷に当たる部分に道路を移した。

4番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿が田で現況が農地・採草放牧地以外。面積は1筆合計で1,303㎡です。

平成〇〇年に〇〇側に隣接する土地(〇〇〇〇番〇〇)が分筆されてできた土地。平成〇〇年に〇〇〇〇が〇〇〇〇番〇〇を〇〇〇〇の拡張目的で5条転用許可を得た。平成〇〇年時点で農道としての利用だった。

5番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿が田で現況が農地・採草放牧地以外。面積は1筆合計で499㎡です。

令和4年度中に農地法第5条の転用申請があり、令和5年7月に許可となった農家住宅建設の案件。転用申請の際は内地番での申請であったことから地目変更ができなかった。今般、分筆が完了し登記ができる状態になったので、地目を変更するために申請したとのこと。

6番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇(土地所有者 〇〇〇〇)さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内①ほか、計2筆。地目は公簿が山林で現況が農地。面積は2筆合計で75,945㎡です。

当該地①は平成〇〇年〇〇月に林地開発許可申請を行った箇所。また、この部分は平成〇〇年に現況証明を発出した記録がある。

②は①のあとで切り開いた土地で、徐々に広げた。

どちらも現況は農地として活用しており、今般、農業振興地域の農用地区域内に編入するために証明を受けたいとのこと。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号 1番 について、提案に関する補足説明を願います。

11番 谷口弘道 委員。

谷口委員

11番 谷口です。 議案第4号 1番 について、補足説明いたします。

10月5日に、長谷川委員、前田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は 〇〇地区、〇〇〇〇沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおおりです。

公簿上は畑ではありますが、農地・採草放牧地以外とすることが適切と思います。

慎重審議をよろしく願います。

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 1番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第4号 2番 について、提案に関する補足説明を願います。
3番 荒 仁 委員。

荒 委員 3番 荒です。 議案第4号 2番 について、補足説明いたします。

10月11日に、佐藤委員、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の○○○○さん。
所在地は ○○地区、○○○○沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。
公簿上は畑ですが、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 2番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号2番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第4号 3番、4番 について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤良二 委員

佐藤 12番 佐藤です。 議案第4号 3番、4番 について、補足説明いたします。
職務代理

3番 10月17日に、沼沢委員、内田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の○○○○さん
所在地は ○○地区、○○○○沿い、及び○○○○付近になります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。

17筆のうち、13筆が農地、4筆が農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

4番 10月17日に、沼沢委員、内田委員とともに現地調査を行いました。
所有者は ○○○○の○○○○さん
所在地は ○○地区、○○○○付近になります。
土地の経過については、事務局の説明とおりです。
公簿上は田であります。農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 3番、4番 について、これより質疑に入ります。

内田委員 ○○○○の事業の時に、なぜ地目変更が行われなかったのでしょうか。

事務局 申し訳ありません、○○○○の土地改良事業があったことまでは把握しているのですが、地目変更がなぜ行われなかったのかについて、経緯等の詳細はわかりません。

内田委員 現在、○○○○で行われている事業では、都度変更等行っているんですよね？

事務局 ○○○○の事業については、基盤整備事業とともに換地をしているので、換地前と換地後の土地で土地の紐づけがされて、農用地区域等も含めて照合が行われています。○○○○の事業は、土地の改良事業のみだったため、抜けてしまったのではないかと推測できます。具体的な原因については不明です。

内田委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 3番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 4番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました

議 長 議案第4号 5番 について、提案に関する補足説明を願います。
1番 長谷川岩夫 委員。

長谷川委員 1番 長谷川です。 議案第4号 5番 について、補足説明いたします。

10月17日に、谷口委員、前田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の○○○○さん
所在地は ○○地区、○○○○沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりで
公簿上は田ではありますが、農地・採草放牧地以外とすることが
適当と思います。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 5番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 5番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました

議長 議案第4号 6番 について、提案に関する補足説明を願います。
8番 向山 直 委員。

向山委員 8番 向山です。 議案第4号 6番 について、補足説明いたします。

10月30日に、菊地委員、對馬委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の○○○○さん
所在地は ○○地区、○○○○付近になります。

土地の経過については、事務局の説明とおりで
公簿上は山林ではありますが、農地とすることが
適当と思います。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 6番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 6番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決する

ことにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第5号「農地利用状況調査による農地の判定について」の件を議題といたします。
議案第5号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
「農地利用状況調査による農地の判定について」農地法第30条に基づく農地利用状況調査の結果により、非農地と判定することについて審議を求める。
令和5年11月8日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村 昭次

10月11日に実施しました農地利用状況調査・農地パトロールにおいて、現況の判定結果に基づくものであります。
決定後には、非農地扱いとなるため、所有者のほか関係各所への通知を行い、農地台帳から除外する処理を行います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第5号 について、提案に関する補足説明を願います。
3番 荒 仁 委員。

荒 委員 農地流動化推進委員長 3番 荒です。 議案第5号 について、補足説明いたします。

10月11日に農地利用状況調査を行い、所有者4件の12筆合計112,128㎡を現地確認いたしました。議案書記載の2筆1,681㎡の農地に対して、非農地とする判定の結果になります。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
議案第6号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第6号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第5回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。礼。

以上、諮問1件、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時20分

上記第5回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年11月8日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____